スマートフォン　プライバシー イニシアティブと国際的動向

～利用者情報の適切な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション～

平成24年１１月２１日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課企画官
小川　久仁子

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

目次

１．スマートフォンの普及と利用者情報

２．スマートフォン　プライバシー
　　イニシアティブの概要

３．国際的議論の動向と連携に向けて

４．利用者リテラシーの向上に向けて

１．スマートフォンの普及と利用者情報

スマートフォンの特性

スマートフォンは、インターネットの利用を前提とした高機能携帯電話。アプリケーションを自由にダウンロードして利用する場面が多く、様々な側面において従来の携帯電話と異なる特性を有する。

※「スマートフォン」について、統一した定義はない

従来の携帯電話

高度な情報処理機能

電話機能

モバイル化

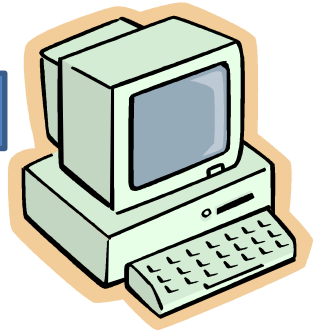

PC

PCに近い携帯電話

アプリをインストールして様々なサービスの利用や自分好みの機能カスタマイズが可能

直感的なタッチパネル操作でＰＣ向けウェブサイトを大画面で閲覧可能

スマートフォン

携帯電話網だけでなく無線ＬＡＮやＷｉＭＡＸ等を通じてインターネットに接続可能

携帯事業者のみならずプラットフォーム事業者、アプリケーション開発者等が相互に連携した多様なアプリ・サービスを展開

スマートフォン国内出荷台数の推移・予測（2012年3月予測）

携帯電話端末の国内における年間出荷台数のうち、スマートフォンの占める比率が急速に上昇を続けており、2012年度には70%近くまで達するとの見通しもある。

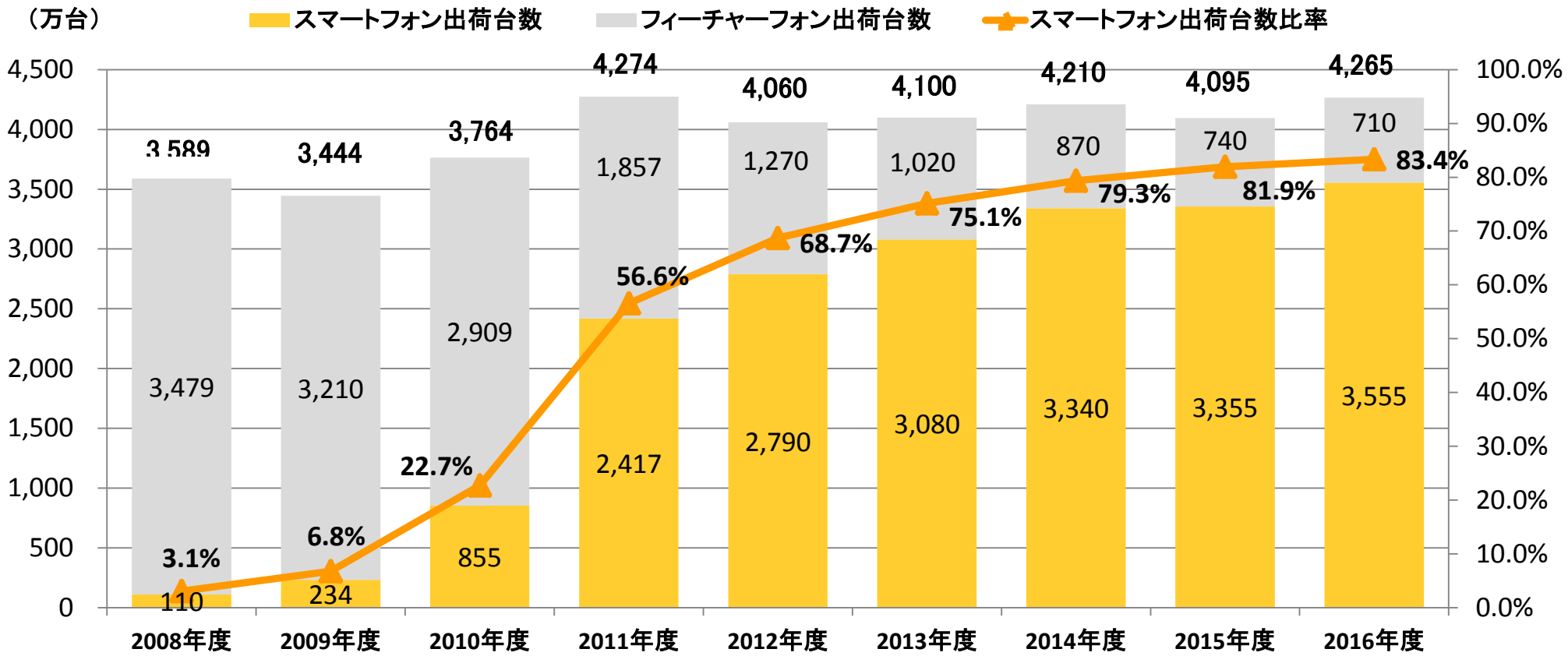

（単位：万台）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
総出荷台数	3,589	3,444	3,764	4,274	4,060	4,100	4,210	4,095	4,265
うちスマートフォン出荷台数	110	234	855	2,417	2,790	3,080	3,340	3,355	3,555
スマートフォン比率	3.1%	6.8%	22.7%	56.6%	68.7%	75.1%	79.3%	81.9%	83.4%

※ 株式会社MM総研調べ（11年度以降は予測値）（「スマートフォン市場規模の推移・予測（11年7月）」（2011年7月7日）及び「2011年度上期国内携帯電話端末出荷概況」（2011年10月27日））：いずれも国内メーカー製品・海外メーカー製品を含む。PHS・データ通信カード・通信モジュールは含まない。

携帯電話契約数とスマートフォン契約数の推移・予測（2012年3月予測）

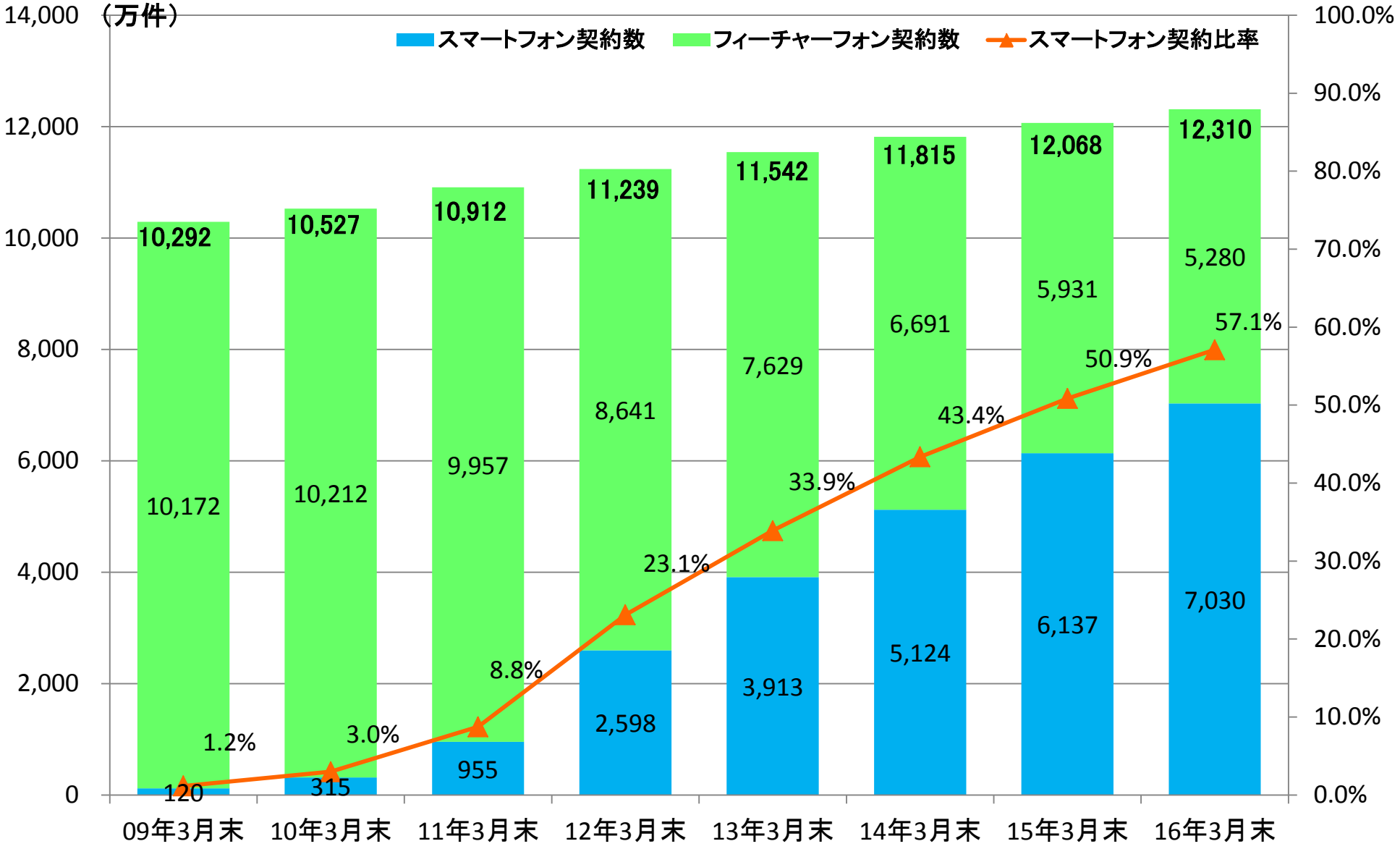

※ 株式会社MM総研調べ（11年度以降は予測値）
（「スマートフォン市場規模の推移・予測（11年7月）」（2011年7月7日）及び「2011年度上期国内携帯電話端末出荷概況」（2011年10月27日））

スマートフォン・エコノミー

世界の携帯電話販売台数に占める
スマートフォン販売台数の推移（推計）

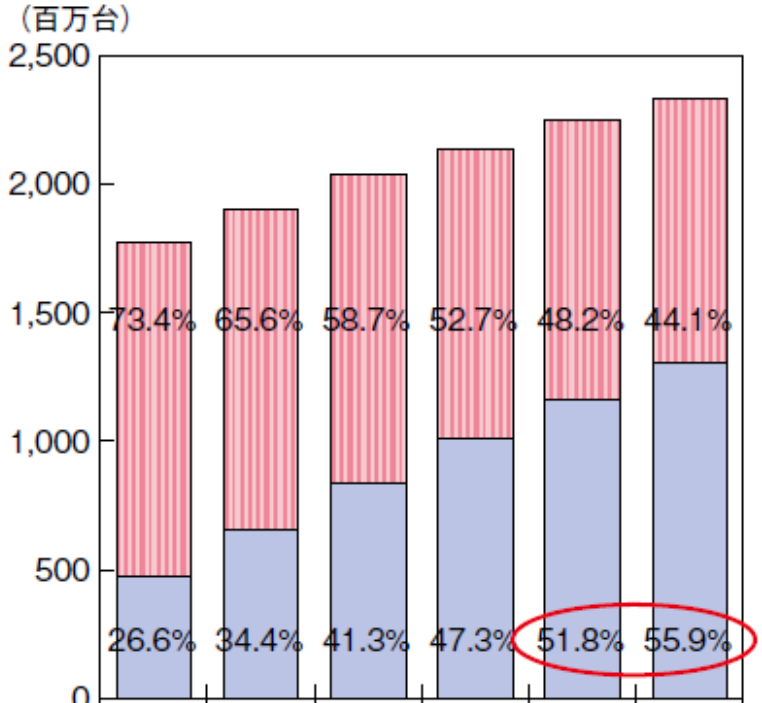

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
その他携帯電話	1,303	1,248	1,194	1,127	1,083	1,026
スマートフォン	472	655	841	1,012	1,165	1,303
合計	1,775	1,903	2,035	2,139	2,248	2,329

ガートナー資料により作成

アプ・エコノミーの雇用創出効果
（2011 年（平成23 年）12 月末現在）

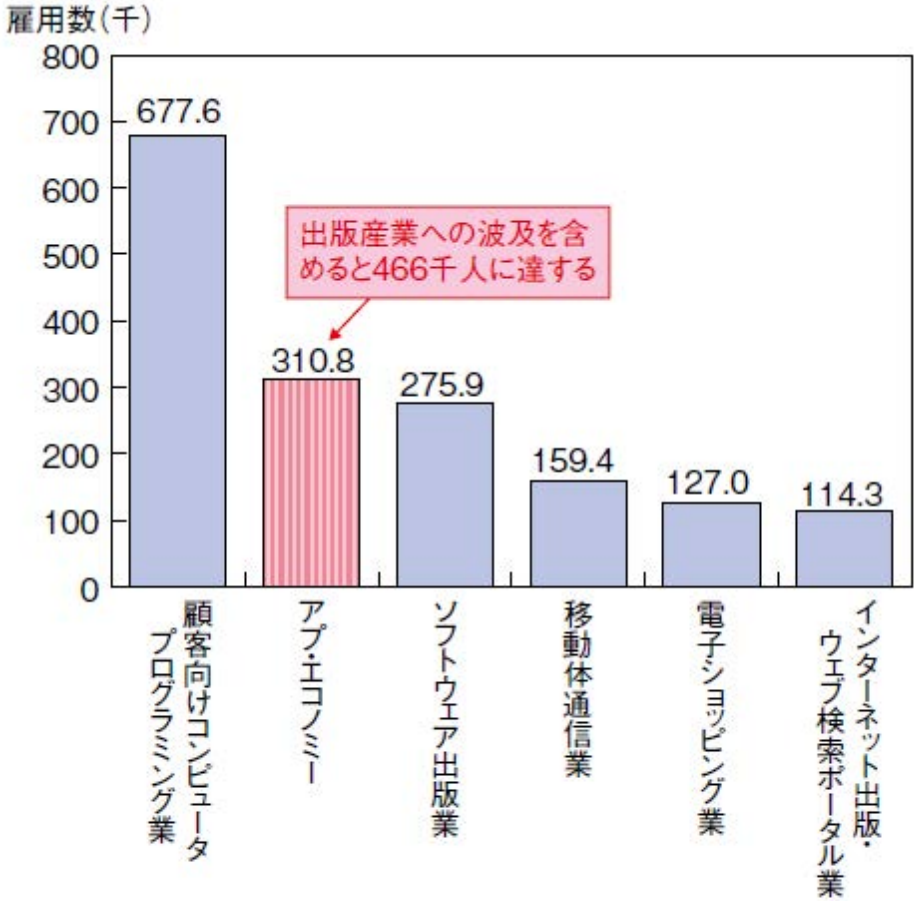

（出典）TechNet 文献及び米国労働統計局データベース
（2011 年（平成 23 年）12 月時点）により作成

出典：平成24年版　情報通信白書

スマートフォンによるモバイル利用形態の変化

- **スマートフォンの登場により、従来の携帯電話と比較しモバイルの活用範囲が飛躍的に拡大。**
- **ユーザーのネット接続時間も長くなる傾向にあり、情報接触や日々の購買行動等、ユーザーのライフスタイルも大きく変化していく可能性がある。**

SNS利用の拡大

☞いつでもどこでもSNSの閲覧・投稿が可能。スマートフォンで撮った写真をSNSに簡単アップロード。

ネットに常時接続

☞利用者が意識しなくてもネットに常時接続され、アプリを通してネットワークサービスをシームレスに利用可能。

クラウドサービスが身近に

☞OSとクラウドサービスが連携し、スマートフォンのデータをクラウド上に自動同期。

iCloud　Dropbox

多様なアプリが利用可能

☞現在、数十万個のアプリがマーケットに登録、ダウンロード可能。今後ますます充実。

PCや家電との連携

☞スマートフォンを使ってテレビやエアコン等の家電が操作可能。

無料で音声通話が可能

☞通話ソフトを使用し、IP網経由で通話料無料の音声通話が可能。

skype　Viber

スマートフォンを取り巻くＩＣＴの進展状況

我が国におけるICTを巡る全般的な進展状況の下において、スマートフォンの急速な普及、各種アプリケーションの利活用の進展に伴い、スマートフォンを経由して多種・多量の情報が収集・蓄積されつつある。ICT環境の進展により生成・収集・蓄積が可能・容易になる多種多量のデータ(いわゆる「ビッグデータ」)が利用者にとって安心・安全な形で活用されることで、利用者利便の一層の向上や経済成長につながることが期待される。

コンテンツ アプリケーション	ソーシャルメディアの普及	●我が国における直近１年間のソーシャルメディア（mixi、Twitter、Facebook）利用者数は約3200万人となり、リアルタイムなアクセス手段であるスマートフォン経由の利用も増加
	各種アプリケーションの普及	●ゲーム、SNS、交通・天気、ニュース、書籍、音楽、医療、教育、生活、ビジネスなど幅広い分野で多くのスマートフォン向けのアプリケーションが提供され普及
プラットフォーム	クラウドサービスの普及	●我が国のクラウドネットワーク技術の利用は、2009年度の14.8%から2010年度には22.5%に増加し、クラウドサービスの市場規模は、2015年には約2.3兆円へ成長
	Android、iOS等の普及	●Android OS, iOSを搭載したスマートフォンが急速に普及。Android Market、App Storeを通じたアプリ提供や決済がプラットフォームとして活用される
ネットワーク	ブロードバンド化の進展	●ブロードバンドの基盤整備率は、2010年度末現在、超高速ブロードバンドで約93%に達し、加入契約数は約3500万加入となっており、FTTHが過半数
	ワイヤレス通信の高度化	●LTEのサービス開始・普及、第三世代データ通信の高速化、Wifi、WiMAX等の無線アクセスなどによりワイヤレス通信が普及。スマートフォンの普及により急速にデータ通信量が増加。
デバイス	スマートフォンの普及	●スマートフォンの国内出荷台数は2011年度に2000万台を越える見込み。携帯電話端末出荷台数の半数以上がスマートフォンとなり、今後も一層の普及が見込まれる。

［出典：各種公表資料を基に作成］

２　スマートフォン　プライバシーイニシアティブの概要

利用者視点を踏まえたＩＣＴサービスに係る諸問題に関する研究会

- 近年のインターネット・携帯電話の発展普及に伴う諸課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するため平成21年4月から開催（平成21年8月 第一次提言公表、平成22年5月 第二次提言公表）。
- 平成22年9月から4つのWGを設置し、平成23年12月までに提言を取りまとめ、公表済み。
- 平成24年1月から新たに「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置し、検討中。

【構成員】

堀部	政男（座長）	一橋大学名誉教授	國領	二郎	慶応義塾大学総合政策学部教授
相田	仁（座長代理）	東京大学工学系研究科教授	長田	三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
岡村	久道	英知法律事務所弁護士	野原	佐和子	イプシ・マーケティング代表取締役社長
木村	たま代	主婦連合会	藤原	まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員
清原	慶子	三鷹市長	別所	直哉	安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副委員長
桑子	博行	（社）テレコムサービス協会サービス倫理委員長	松本	恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授

スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG

- スマートフォンに蓄積された利用者情報をアプリケーション等が様々な形で収集・利用しており、アプリケーション等が収集した情報を第三者へ提供している場合もある。この情報の取り扱いについて利用者が十分認識できていない場合も多い。

スマートフォンにおける利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取り扱いに関して必要な対応について検討。

検討スケジュール

平成24年1月 設置、4月中間取りまとめ、6月最終取りまとめ。

検討体制

構成員：新保　史生（主査）　慶応義塾大学総合政策学部 准教授、　森　亮二（主査代理）　英知法律事務所　弁護士
その他、憲法・個人情報・プライバシー関係学識経験者、消費者団体、研究機関等から参加
※　関係事業者、関係団体等からオブザーバー参加

スマートフォン　プライバシー　イニシアティブのポイント

■ **スマートフォンの急速な普及**

平成23年度においてスマートフォンの国内出荷台数は2,417万台（携帯電話端末の総出荷台数の約57%）となり、平成23年度末の世帯普及率は約3割と1年前（約1割）の3倍となるなど急速に普及。

■ **アプリケーションによる端末内の利用者情報へのアクセス**

スマートフォンには行動履歴や通信履歴等の様々な利用者情報が蓄積。それらに対してアプリケーションがアクセスを行い、外部へ送信している場合があり、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭な場合もある。

■ **利用者情報を十分な説明がないまま取得・活用するアプリも多く、利用者の不安が高まっている。**

「スマートフォン　プライバシー　イニシアティブ」のとりまとめ

■ **利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による、スマートフォン市場の中長期的発展**

■ **利用者が安全安心にサービスを活用できるように、下記のようなスマートフォン・プライバシーに関する包括的な対策を提案する。**

①アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者等を中心に、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS提供事業者、移動体通信事業者等のスマートフォンの関係事業者に広く適用可能な「スマートフォン利用者情報取扱指針」を示す

②第三者によるアプリ検証の仕組み等、指針の実効性を上げるための方策を提案

③利用者リテラシー向上のための情報提供・周知啓発方策

④国際連携の推進

スマートフォンサービスの構造

■ スマートフォンにおいては、携帯電話事業者がインフラからコンテンツまでサービス全体を提供する従来の携帯電話と異なり、サービスのレイヤー（層）ごとに多様な事業者がそれぞれの役割を持ってサービスを展開。

- スマートフォンに搭載されるオペレーティングシステム（OS）を提供する事業者は、一般にアプリ提供サイトの運営を行っており、端末開発、通信ネットワーク利用、アプリ提供、課金・認証等、各レイヤーに影響力を有している。
- 広告配信事業者が提供する情報収集モジュールをアプリに組み込むことで、アプリケーション開発者が一定の対価を得、さらに、その情報収集モジュールを通じ、利用者情報が情報収集事業者等へ送信される場合があると指摘される。

スマートフォンにおける利用者情報に係る者の関係例

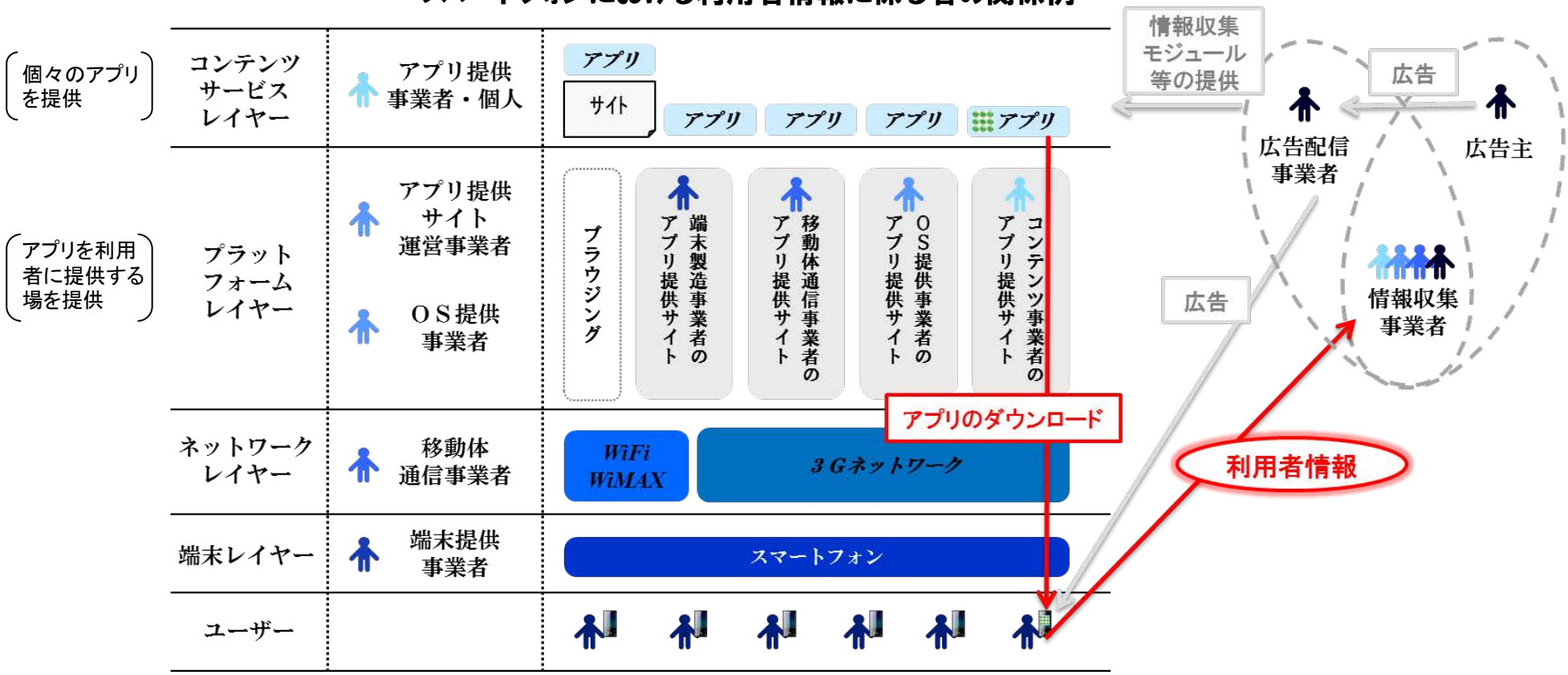

スマートフォンにおける主な利用者情報

■ 常に電源を入れてネットワークに接続した状態で持ち歩くスマートフォンは、PCに比べて利用者との結びつきが強く、利用者の行動履歴や通信履歴等の多種多様な情報を取得・蓄積することが可能

➢ 電話番号及びアドレス帳で管理されるデータ、GPS等による高精度の位置情報

スマートフォンにおける主な利用者情報

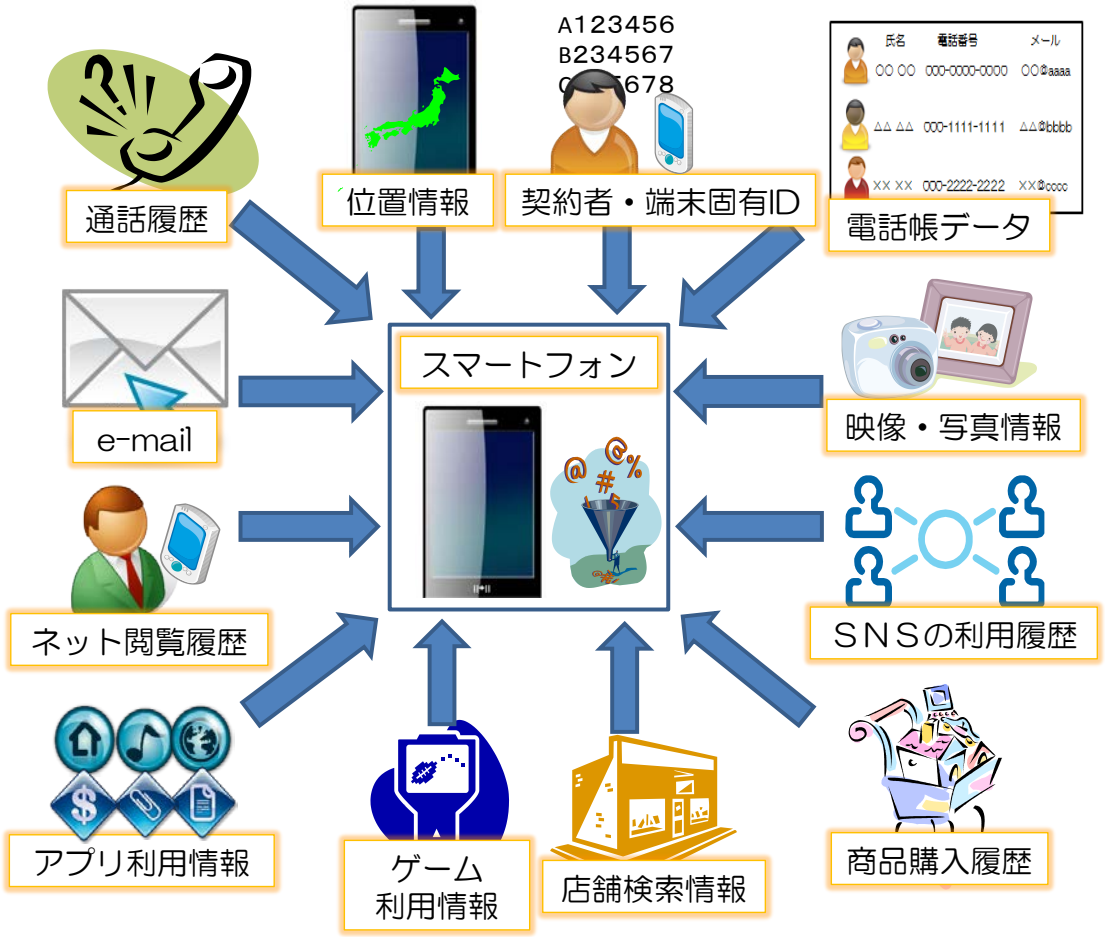

スマートフォンにおける利用者情報の取得

	App Store	Google Play	Windows Phone Marketplace
アプリ提供サイトの運営母体	Apple Inc.	Google Inc.	Microsoft Corporation
アプリ掲載に係る審査、ポリシー	**アップル社による事前審査** ユーザーの事前の許可を得ずデータがどこでどのように使用されるか情報を提供せずに、アプリはユーザーに関する情報を送信してはならない	**アプリ開発者と締結する契約（Developer Distribution Agreement）とアプリ掲載者の自己審査** アプリ開発者はユーザーのプライバシーと法的権利を守ることに同意する（法的に適切な通知と保護を行う必要）	**マイクロソフト社による事前審査** アプリケーションが取得できる情報が限定されている上、使用目的、送信するデータの内容について事前にユーザーに許可を得る必要がある。
各OS搭載端末についてアプリをダウンロードできるマーケット	App Storeのみ	デフォルトはGoogle Play（それ以外からはユーザーの承認が必要）。ただし、移動体通信事業者の判断によるカスタマイズも可能。	Windows Phone Marketplaceのみ
利用者情報の利用許諾画面の例			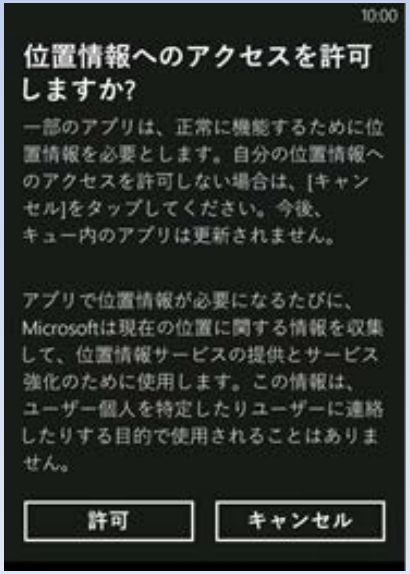

アプリケーションによる情報収集の実態と収集目的

スマートフォンによる利用者情報の収集目的は、一般にサービスの提供・向上や利用者の趣向に応じた広告の表示等とされているが、実際にどのように活用されているか必ずしも明確ではない。

アプリケーションによる情報収集の実態

【 KDDI研究所による調査】

- 2011年8月に選定した980個のアプリについての分析
  - 558（56.9%）のアプリに、情報収集モジュール※が存在
    （※）スマートフォンに蓄積された情報を収集する機能を持つ一連のプログラム。広告配信事業者等が提供し、アプリ作成者がアプリに組込む。
  - アンドロイドの利用許諾については、端末ID等に係るものが57.9%、位置情報（GPS）に係るものが26.4%に存在。
- 2011年12月-1月に400個のアプリの挙動解析を実施
  - 181個のアプリについて、契約者・端末固有IDや位置情報を外部送信
  - うち、167個についてはアプリケーションにおける利用許諾がなく、情報の外部送信について説明が不十分

利用者情報の収集目的と活用状況

■ **アプリによる利用者情報の活用方法については、大きく分けて①～④のようなものが想定される。**

① アプリがそれ自体のサービス提供のために用いる場合（利用者が情報を入力等しなくとも既存の情報を活用してすぐに利便性の高いサービスを利用することが可能となる場合も多い）

② アプリ提供者が、アプリの利用状況等を把握することにより、今後のサービス開発や市場調査のために用いる場合

③ スマートフォンの位置情報あるいは契約者固有ID等の利用者情報を情報収集事業者等が取得し、広告サービス等に活用する場合又はその他の市場調査等の情報分析等に活用する場合

④ 現段階では目的が明確ではないが、将来的な利用可能性等を見込んで利用者情報を取得する場合

アプリケーションの利用に関する利用者の意識

■ 通知・同意画面について、5－6割の利用者は一定程度理解し確認しているが、**8割の利用者は何らかの不満がある。**
■ 不満としては「同意しないとアプリケーションが利用できない」と回答したユーザーは全体の約40%と最も多い。
次いで、**「同意・許可した後にどのようなことが起こるかわからない」と回答したユーザーは約36%**である。

アプリケーションの通知・同意画面に対する不満
アプリケーションが端末情報へアクセスすることの通知・同意画面に関して不満・不安に思ったことはありますか（複数回答）

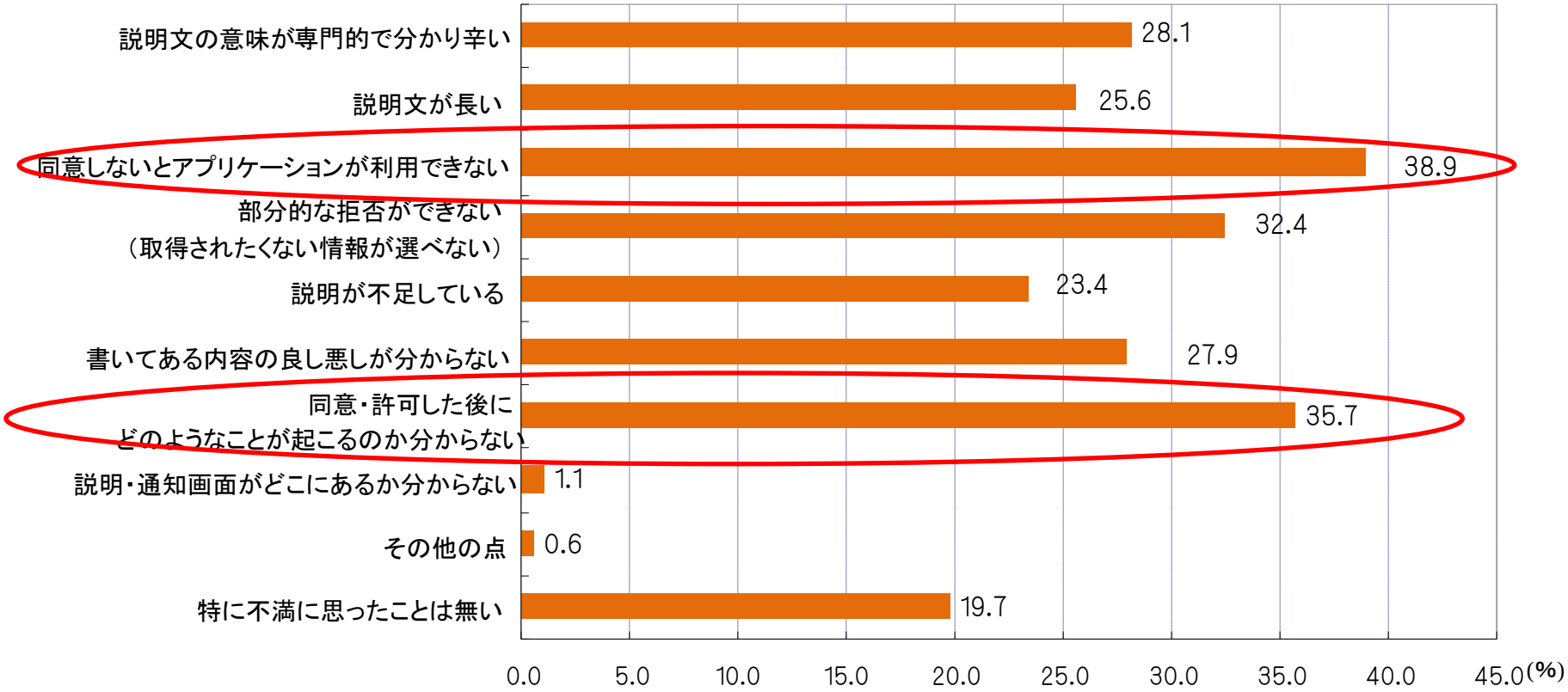

（注）平成24年2月総務省調査（有効回答数：1,576人、スマートフォン利用者を対象OS、年代・性別に従って抽出。

アプリケーションの利用に関する利用者の意識

- 76 %のユーザーがアプリケーションの利用に関して何らかの不安を感じている
- 不安を感じる主な理由は、「電池の消費速度への影響」、「端末動作速度への影響」といった端末の性能に係わるものが多い
- ユーザー情報を取得されることやウイルスへの感染に対して不安を感じるユーザーは、約3割である

アプリケーション利用に対する不安

スマートフォン上でダウンロードしたアプリケーションを利用して不安と感じたことがありますか
ある場合、どのような不安を感じたことがありますか（不安に感じた場合のみ複数回答）

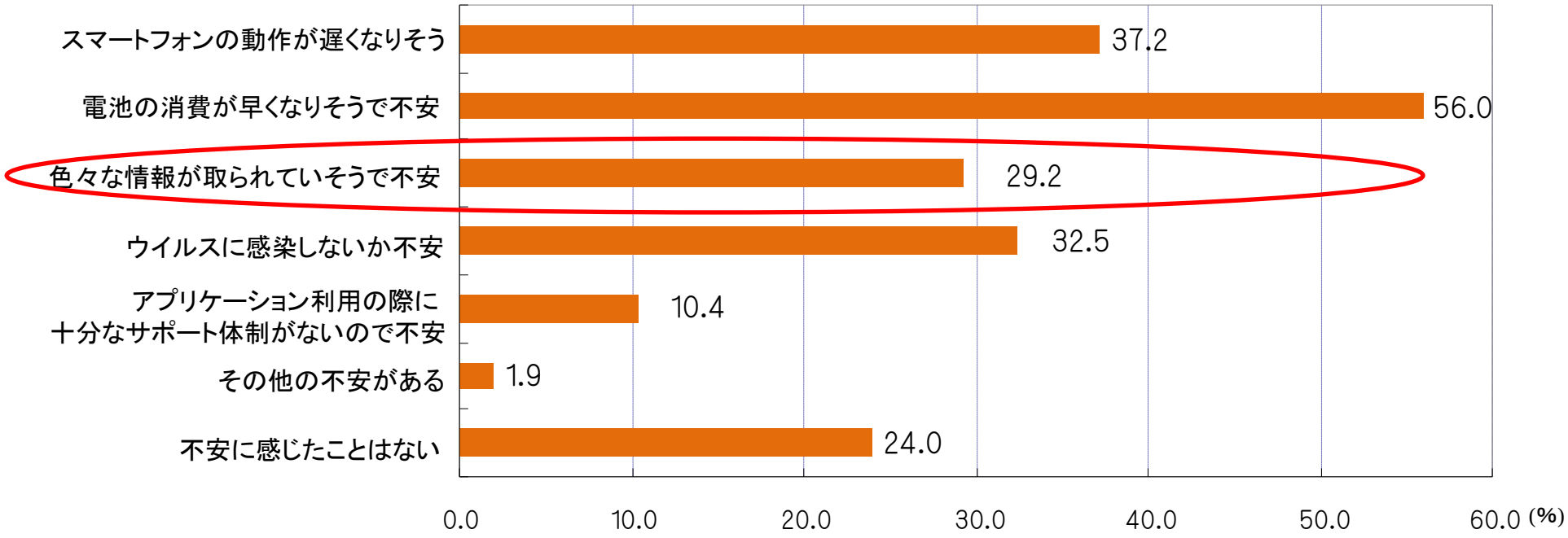

（注）平成24年2月総務省調査（有効回答数：1,576人、スマートフォン利用者を対象OS、年代・性別に従って抽出。

ユーザーがアクセスされることにより不安を感じる利用者情報

- 電話帳情報について65.2%のユーザーがアクセスされることに不安を感じている
- 詳細な現在地（GPS)について39.0%のユーザーがアクセスされることに不安を感じている。
- ストレージ内のデータ（写真等）について38.7%のユーザーがアクセスされることに不安を感じている。
- 端末識別情報（シリアル番号）について37.6%のユーザーがアクセスされることに不安を感じている。

ユーザーがアクセスされることに不安を感じる利用者情報

以下の情報の中で、アプリケーションにアクセスされることに不安を感じる端末情報はどれになりますか（複数回答）

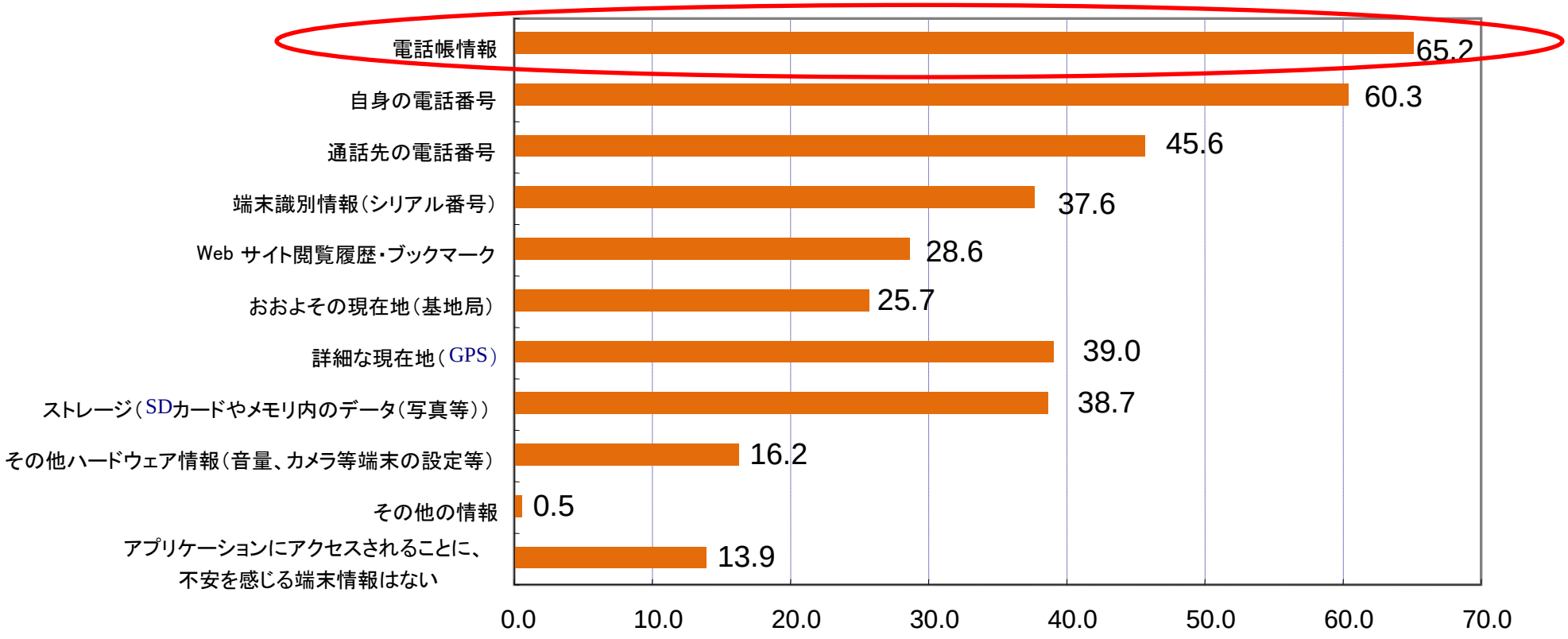

（注）平成24年2月総務省調査（有効回答数：1,576人、スマートフォン利用者を対象OS、年代・性別に従って抽出。

スマートフォン利用者情報の性質・分類

1　利用目的による分類

- アプリ等がそれ自体のサービス提供のために用いる場合には利用者も簡便に利便性の高いサービスを使えるなど直接的な受益があり、直感的に認識・理解しやすい場合が多い。
- アプリそれ自体のサービスに用いない場合は、利用者が一般の利用において想定しておらず、情報取得について認知しにくいため、より丁寧な説明が求められる。
- 目的が不明確なまま利用者情報を取得することは適切ではない。

2　個人情報保護法等の観点からの検討

- スマートフォンにおける利用者情報が個人情報となるかどうかは個別に検討が必要
- アプリ提供者、情報収集事業者等が個人情報取得事業者となる場合、個人情報保護法の第15条以下の規定が適用されることとなる。

個人情報

・スマートフォンからアプリ提供者、情報収集事業者等が取得する**利用者情報に個人識別性がある**場合
・**他の情報と容易に照合し個人識別性を獲得する**場合

→

個人情報取扱事業者

・スマートフォンからアプリ提供者、情報収集事業者等が**個人情報データベース等を事業の用に供する**場合

3　プライバシーの観点からの検討

- プライバシーについて一般的に規定した法律はないが、判例法理上、プライバシーは法的に保護されるべき人格的権利として承認されている。
- アプリ等はプライバシーに十分配慮し設計すべき（下記はプライバシーの侵害に該当する可能性がある）。
  ①一般人の感受性を基準にして公表されたくない情報
  ②本人の同意または正当な目的なしに
  ③アプリ提供者又は情報収集モジュール提供者等が外部送信すること
- 青少年の保護：青少年の利用者情報の適切な取扱い、保護者の役割やリテラシーの向上への配慮
- 個人の行動の詳細な把握：利用者情報の統合・集積により、私生活を詳細に把握される可能性

スマートフォンにおける利用者情報の種類と性質

区分	情報の種類	含まれる情報	利用者による変更可能性	個人識別性等
第三者の情報	電話帳で管理されるデータ	氏名、電話番号、メールアドレス等	×～△	• 電話帳には一般に氏名、電話番号等が登録されることが多く、個人識別性を有している場合が多い
利用者の識別に係る情報	氏名、住所等の契約者情報	氏名、生年月日、住所、年齢、性別、電話番号等の情報や、クレジットカード番号等の個人信用情報等	×～△	• 契約者情報には一般に氏名、住所等が含まれており、個人識別性を有している場合が多い
	ログインに必要な識別情報	各種サービスをネット上で提供するサイトにおいて、利用者を特定するためにログインさせる際に利用される識別情報	△～○ 利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能	• ログインのための識別情報は変更可能な場合もある。 • ログインのための識別情報は、氏名等個人識別性を有する場合もあり、単なる数字や記号等で単体では個人識別性を有さない場合もある
	クッキー技術を用いて生成された識別情報	ウェブサイトを訪問時、ウェブブラウザを通じ一時的にPCに書込み記載されたデータ等	○ 利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能	• 利用者がウェブブラウザ上で削除やオプトアウトを行うことが可能 • 単体では個人識別性を有しないが、発行元等において他情報と照合し個人識別性を有する場合がある。
	契約者・端末固有ＩＤ	OSが生成するID（Android ID）、独自端末識別番号（UDID）、加入者識別ID（IMSI）、ICカード識別番号（ICCID）、端末識別ID（IMEI）、MACアドレス等	× 端末交換や契約変更をしない限り変更が困難	• スマートフォンのOSやシステムプログラム、SIMカード、端末そのもの等に割り振られ管理される。利用者は端末交換や契約変更をしない限り変更困難。 • 単体では個人識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、個人識別性を獲得する。 • 同一IDに紐付けて行動履歴や位置情報を集積する場合、プライバシー上の懸念が指摘される
通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報	通信履歴	通話内容・履歴、メール内容・送受信履歴	×～△ 端末や電気通信事業者のサーバーにおいて管理	• 通信相手等により個人識別性を有する場合がある • 電気通信事業者の取扱い中のものは通信の秘密の保護の対象 • 通信履歴はプライバシー上の懸念が指摘される
	ウェブページ上の 行動履歴	利用者のウェブページ上における閲覧履歴、購買履歴、検索履歴等の行動履歴	×～△ 端末やウェブページ管理者、アプリケーション提供者等のサーバーにおいて管理	• 利用者の行動履歴や状態に関する情報については、内容・利用目的等によりプライバシー上の懸念が指摘される • 相当程度長期間にわたり時系列に蓄積された場合等、態様によって個人が推定可能になる可能性がある
	アプリケーションの利用履歴等	アプリケーションの利用履歴・記録されたデータ等、システムの利用履歴等		
	位置情報	GPS機器によって計測される位置情報、基地局に送信される位置登録情報		
	写真・動画等	スマートフォン等で撮影された写真、動画		• 内容、利用目的等によりプライバシー上の懸念がある • 顔認識技術等が進むと、個人識別性に結びつく可能性が高まるとの指摘がある。

※「スマートフォン　プライバシー　イニシアティブ」(2012年8月7日総務省報道発表)P44-45　http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html

スマートフォン利用者情報取扱指針の全体構造

○ **利用者情報に係る利用者の不安解消は、一義的に関係事業者の役割と責任においてなされるべき。**
○ 業界団体未加入のアプリ提供者も含め**多様な関係事業者が直接参照できる指針**を提示。各業界団体が業界の実情を踏まえ、追加的事項を盛り込んでガイドラインを作成することも期待される。

6つの基本原則

① 透明性の確保　② 利用者関与の機会の確保　③ 適正な手段による取得の確保
④ 適切な安全管理の確保　⑤ 苦情・相談への対応体制の確保　⑥ プライバシー・バイ・デザイン

利用者情報取得者における取組
（アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組）

（1）プライバシー・ポリシーの作成
☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成。（簡略版も作成。）

① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
② 取得される情報の項目
③ 取得方法
④ 利用目的の特定・明示
⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
⑦ 問合せ窓口
⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

（2）適切な安全管理措置
（3）情報収集モジュール提供者に関する特記事項
（4）広告事業者に関する特記事項

関係事業者における取組

（1）移動体通信事業者・端末提供事業者
☞ スマートフォン販売時等
☞ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト

（2）アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者
☞ アプリケーション提供サイト

（3）その他関係しうる事業者
☞ アプリケーション推薦等

スマートフォン利用者情報取扱指針：基本原則

1　総論

●スマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するためには、関係事業者等が利用者情報を適切に取扱い、利用者のサービスへの信頼を確保することが必要。
（利用者に対して透明性の高い分かりやすい説明を行い、利用者関与の実質的な機会を確保する　等）

6つの基本原則

1　透明性の確保

関係事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

2　利用者関与の機会の確保

関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。

3　適正な手段による取得の確保

関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。

4　適切な安全管理の確保

関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。

5　苦情・相談への対応体制の確保

関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。

6　プライバシー・バイ・デザイン

関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようにあらかじめ設計するものとする。
利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。

スマートフォン利用者情報取扱指針:各論①

2 各論①:アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組み

1 プライバシーポリシーの作成

☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成し公表(簡略版も作成し公表)

☞ 利用者が容易に参照できる場所に掲示またはリンクを張る

8つの記載事項・・・記載内容

①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称・・・アプリケーション提供者等の名称、連絡先等

②取得される情報の項目 ・・・ 取得される利用者情報の項目・内容を列挙

③取得方法 ・・・ 利用者の入力/アプリによるスマホからの自動取得

④利用目的の特定・明示 ・・・アプリ自体のサービス提供の目的/それ以外の目的(例:広告配信・表示やマーケティング目的のため)

⑤通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法 ・・・プライバシーポリシーの掲示場所や掲示方法、同意取得の対象・タイミング等*1、利用者関与の方法*2

*1 **個別の情報に関する同意取得**:一部のプライバシー性の高い情報は、原則**個別同意を取得**(**電話帳、位置情報、通信履歴、写真等**)
契約者・端末固有ID:**個人情報に準じた形**で取り扱う(取得される項目及び利用目的を明確に記載しその目的の範囲で適正に扱う)

*2 利用者関与:利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。

⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無 ・・・第三者提供・情報収集モジュールの組込みの有無等

⑦問合せ窓口 ・・・問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス等)

⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き ・・・プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法

2 適切な安全管理措置: 利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置

3 情報収集モジュール提供者に関する特記事項 : アプリ提供者へ①取得する情報項目、②目的、③第三者提供等を通知

4 広告配信事業者に関する特記事項 : アプリ提供者や情報収集モジュール提供者となる場合の対応、配慮原則等

スマートフォン利用者情報取扱指針：各論②

2 各論②：関係事業者における取組み

移動体通信事業者（端末提供事業者）

○スマートフォンのサービス提供
・**既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知**（スマートフォンの特徴、セキュリティやプライバシー上の留意点等）
・**リテラシーに応じたスマートフォンのサービス設計や周知**を端末提供事業者との協力も考慮しつつ検討。

○**アプリ提供サイトの運営**
・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。
・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援。
アプリ提供者や情報収集モジュール提供者等に対し、啓発活動を進める。
・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置。

アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者

○アプリ提供サイトの運営
・**アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す**。
・**プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供**するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。
アプリ提供者や情報収集モジュール提供得者等に対し、啓発活動を進める。
・**説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応**を検討するとともに、**連絡通報窓口**を設置する。

○OSによる利用許諾がある場合
・**利用者に分かりやすい説明を行う努力**を継続する。
（目的に応じ注意すべき利用許諾等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討する）

その他関係しうる事業者

・独自の基準に基づきアプリの推薦等をしている**アプリ紹介サイトは利用者がアプリを選択する上での有益な情報源となる場合**がある。アプリケーション紹介サイト等関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や情報取得の方法が適切でないアプリが判明した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組みを協力して進めることが期待される。

指針の実効性向上のための取組

「スマートフォン利用者情報取扱指針」については、関係事業者等が直接参照して適切な対応を行うほか、以下のような実効性向上のための取組が考えられる。

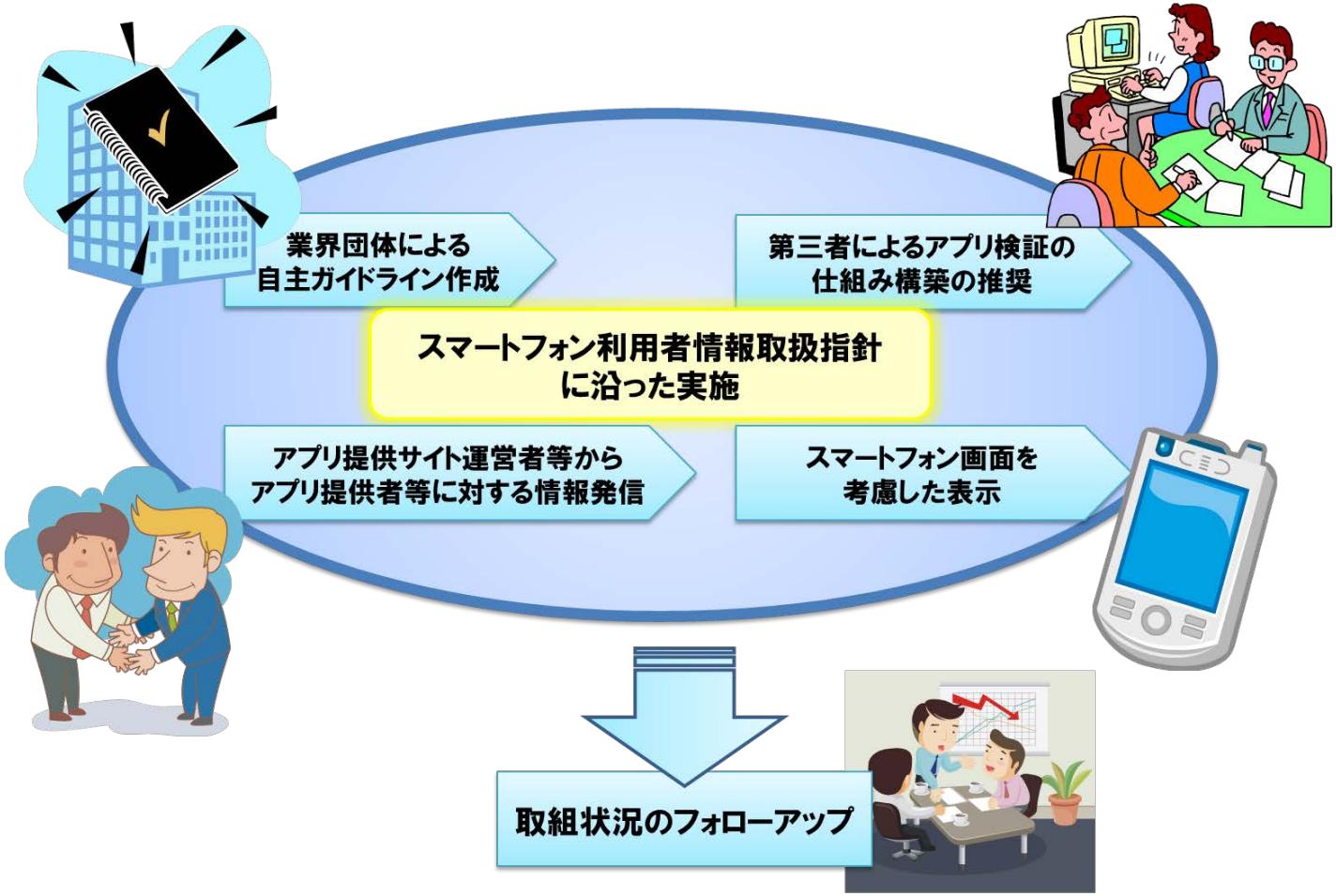

- 事業者・業界団体自身による取組状況のフォローアップと公表
- 本指針を踏まえた事業者・業界の取組状況をICT諸問題研等の場において一定期間後にフォローアップ
- 新たな技術・サービスへの柔軟な対応

業界団体による自主ガイドライン策定・業界間連携の推進

〇利用者にとって安心なスマートフォンの利用環境整備のため、アプリケーション・情報収集モジュールごとの「プライバシーポリシー」の作成等、スマートフォン利用者情報取扱指針を踏まえた取組の進展が重要。
〇関係業界団体において、当該業界の実情を踏まえたモデルプライバシーポリシーの作成や、安全管理措置等を含めた業界ガイドラインの策定を自主的に進めることが重要であり、各業界団体においての検討状況等に関する情報共有、団体間の連携を推進する場を設置。

スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会の設置

【活動概要】
〇モデルプライバシーポリシーや業界ガイドラインに関する情報交換、各業界における推進状況の把握
〇指針を踏まえた取組を推進する上での課題の共有と取組のサポート

【参加メンバー】
〇構成員：
- **スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの検討・策定を進める意向がある業界団体、スマートフォンの利用者情報の取扱いに関係する業界団体及び関係機関**
- **学識経験者**（新保史生　慶應義塾大学総合政策学部准教授、森亮二　弁護士法人英知法律事務所弁護士）

〇オブザーバー：
- **関係省庁**（総務省、経済産業省、消費者庁）
- **関連事業者**（移動体通信事業者、広告事業者、レビューサイト　等）

【スケジュール】
平成24年 10月　4日　　第1回連絡協議会
11月　6日　　第2回連絡協議会
12月11日　　第3回連絡協議会（予定） 各業界における推進状況のとりまとめ

３．国際的議論の動向と連携に向けて

利用者情報に係る諸外国の取組

■ 米国においては、本年（2012年）2月、
- ホワイトハウスが、消費者のオンライン・プライバシーを保護するため、消費者が自らの個人データに関して有する権利を明らかにした「消費者プライバシー権利章典」を発表
- カリフォルニア州司法長官が、プラットフォーム6社（アップル社、グーグル社、マイクロソフト社等）と、各事業者が運営するアプリケーション提供サイト等においてスマートフォン等のアプリケーションに係るプライバシーの保護に取り組むことで合意

■ 欧州においては、本年1月、EUの個人データ保護に関する1995年EUデータ保護指令を見直し、個人情報の一層の保護の図るための「個人データ保護規則」案を公表

米 国

欧 州

消費者プライバシー権利章典

●「消費者プライバシー権利章典」として、次の7箇条を規定

1. 個人によるコントロール
2. 透明性
3. 経緯の尊重
4. 安全性
5. アクセスと正確性
6. 対象を絞った収集
7. 説明責任

● 今後、新しい権利章典に準ずる行動規範を検討する予定。

カリフォルニア州司法長官とプラットフォーム事業者との合意

● カリフォルニア州法「オンラインプライバシー保護法」で定める基準を各事業者のアプリケーション提供サイトにおいて遵守することに合意

- アプリケーションについて明示的なプライバシーポリシーの提示
- ダウンロード前に利用者がプライバシーポリシーを確認できるようにすること
- 収集する個人情報の種類・用途・提供先を示す

等

EUデータ保護指令の見直し（「個人データ保護規則」案）

●より強固な個人データ保護ルールの整備

- 個人データ保護に関する個人の権利の強化（忘れられる権利）
- プライバシー・バイ・デザイン原則の導入、データ保護官の任命義務
- 個人データ漏えい時の通知義務 等

● データ保護に関するグローバルな課題への対応

- EU域内から域外の第三国への個人データの移動に関するルールの明確化・簡素化 等

国際連携の推進

- スマートフォンにおいて、プラットフォームやアプリケーション提供はグローバルに展開され、そのプライバシー問題は国際的な政策課題。また、その解決には多様な事業者の連携が極めて重要

→ 利用者情報の適正な取扱いを効果的に確保するためには、国際的連携を進めることが重要

1. 先進国間での二国間・多国間連携の推進

- 米国・EU各国との二国間連携
  - 米国 ：インターネットエコノミー日米政策協力対話等
  - EU各国：定期協議等
- OECD等における多国間協議への貢献

→ 基本認識や各国の取組を共有
関係事業者の行動規範の国際的調和へ

2. 国際機関等を活用した普及啓発・情報共有

- 国際電気通信連合（ITU）及びアジア太平洋電気通信共同体（APT）、アジア太平洋国際協力（APEC)等におけるワークショップやシンポジウム等の活用

→ 新興諸国に対しても、プライバシーに関する課題の所在や対応策等について課題や対応策の共有や普及啓発を図る

→ 必要に応じ政策協調や国際標準化議論

3. 民間団体間の国際連携の推進

- 青少年保護の観点からのプライバシーに関する課題等について、民間団体同士の連携を推進

→ 課題やベストプラクティスの共有

4. スマートフォンに関する我が国の取組みの発信

- 国内の関係する提言等（本提言、スマートフォン・プライバシー・ガイド、安心協スマートフォン利用作業部会報告書等）を英文化し、海外へ情報発信

→ 政策協調や関係事業者行動規範の国際的調和

※安心協：安心ネットづくり促進協議会（会長：堀部政男一橋大学名誉教授）

OECDプライバシーガイドラインについて

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告（1980年9月）（OECDプライバシーガイドライン）

8原則（①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則）

⇒世界の多くの国の個人情報保護法の立法にその考え方が採用される

・グローバル・ネットワークにおけるプライバシー保護に関する閣僚宣言(1998年）
・プライバシー・オンライン：政策及び実際的ガイダンス(2003年）

インターネット経済の将来に関するソウル閣僚宣言（2008年6月）

プライバシーガイドライン等の適用を「変化し続ける技術、市場動向と利用者の行動及びデジタルアイデンティティの重要性増大に照らして」OECDにおいて評価することを要請

インターネット経済に関するハイレベル会合（2011年6月）

インターネット政策制定の原則に関するコミュニケ

プライバシーガイドライン
制定後30年経過した状況変化

・インターネットの発展　クラウドコンピューティングの発展
・収集、利用、保存される個人データの量の増大
・社会的経済的利益の価値とプライバシーに対する脅威
・個人データのグローバルな利用可能性

グローバルに相互運用可能なプライバシー枠組み検討の必要性

⇒枠組みとなる文書を検討中

EUにおける個人データ保護に関する制度

個人データ保護指令（1995年）
「個人データ処理及びデータの自由な移動に関する個人の保護に関する指令（95/46/EC）」

（主な内容）
（1）データ内容に関する原則（特定された明示的かつ適法な目的のための取扱い等）
（2）データ取扱いの正当性の基準（データ主体の明確な同意等）
（3）センシティブデータ※の取扱い ※人種又は民族、政治的見解、宗教的又は思想的信条、労働組合への加入、健康又は性生活に関するデータ
（4）データ主体のデータへのアクセス権
（5）取扱いの機密性及び安全性
（6）第三国への個人データの移転に関する規律（第三国が十分なレベルの保護措置を確保していることを条件とする等）
（7）独立した監督機関

e-プライバシー指令（2002年、2009年改正）
「電子通信部門における個人情報の処理とプライバシーの保護に関する指令（2002/58/EC）」

（主な内容）
（1）Cookieの利用に当たって内容を明示しオプトインによる利用者同意を求める
（2）ロケーションデータを利用する際にオプトインによる利用者同意を求める

- 急速な技術進展
- 情報の共有・収集規模な急増

EU個人データ保護規則案　※2012年1月25日公表

立法手続きを開始

（主な内容）
（1）EU域内における規制の単一化・簡素化（※国内法制化の不要な「規則」に変更）
（2）より強固な個人データ保護ルールの整備（「忘れられる権利」、「プライバシー・バイ・デザイン」原則等）
（3）データ保護に関するグローバルな課題への対応（EU域内居住者向けにサービスを提供する場合等には、域外事業者による個人データ取扱いにも効力を及ぼすための規定）
（4）その他(新たな制裁の導入(企業の全世界での売上高の最大2%相当額の課徴金)、「欧州データ保護ボード」の設置等)

（政策大綱）『ネットワーク化された世界における消費者データプライバシー』
～グローバルデジタルエコノミーにおけるプライバシー保護とイノベーション促進の枠組み～

2012年2月23日、**ホワイトハウス**が、デジタルエコノミーにおいて、消費者の信頼を維持するために消費者のデータプライバシーの保護は必要不可欠として、**政策大綱を発表**。なお、政策大綱で示す**「消費者プライバシー権利章典」**は、明確な消費者保護のベースラインとなると共に、企業にとってもより確実性を与えるものであるとしている。
また、ホワイトハウスは、利害関係者に、**マルチステークホルダープロセスにより策定された「行動規範」**を通じて権利章典を実行し、その後、連邦議会と共に、これらの**権利を法制化**するよう作業することとしている。

4つの重要事項（Key elements）

I. 「消費者プライバシー権利章典」(A Consumer Privacy Bill of Rights)

1 **個人による管理**：消費者は、自分の個人データを企業が収集し、それを使用する方法について管理する権利を有する。
2 **透明性**：消費者は、プライバシー及びセキュリティの企業実務に関する情報に容易に理解しアクセスできる権利を有する。
3 **経緯の尊重**：消費者は、企業が、自分の個人データを、自分が情報を提供した経緯に沿う方法で、収集、使用、開示することを期待する権利を有する。
4 **セキュリティ**：消費者は、個人データを保護し、責任持って処理する権利を有する。
5 **アクセス及び正確性**：消費者は、使用可能な形式で、また、データの機微性及びデータが不正確であった場合に消費者に悪影響を与える危険度に応じた方法で、個人データにアクセスし訂正する権利を有する。
6 **対象を絞った収集**：消費者は、企業が収集及び保持する個人データに合理的な制限を設ける権利を有する。
7 **説明責任**：消費者は、この権利章典の遵守を保証するための適切な措置を講じる企業によって個人データが処理される権利を有する。

II. 執行可能な行動規範を策定するための、関係者間のプロセスの強化

- 政府は、今後、行動規範を策定するため、**オープンで透明性のある会合**を開催し、**行動規範について議論**することとしている。
- 行動規範を採用するかどうかは企業の最終判断に委ねられる。ただし、遵守を公言した企業が違反した場合、**連邦取引委員会（FTC）は行動規範に基づき、執行**することができる。

III. 連邦取引委員会（FTC）の執行能力の向上

- FTCは、企業に対する調査や執行において、当該企業の行動規範への遵守を評価すべき。

IV. 国際的な相互運用性の促進

- ユーザー本位及び分散的なインターネット環境では、個人情報のため、整合性のとれた、低い障壁のルールが必要。
- 国際的な相互運用性については、①相互認証及び②執行協力の2原則を提示。

行動規範策定に向けたマルチステークホルダー会合

- ホワイトハウスの政策大綱※の中で掲げられた**「消費者プライバシー権利章典」**の具体化を目的とした**行動規範を策定**するため、**NTIA**（米国商務省・国家電気通信情報庁）はマルチステークホルダー会合を開催。
- 本年３月に実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、NTIAは**「モバイル・アプリの透明性」関する行動規範をまず策定**することとし、そのためのマルチステークホルダー会合を2012年7月12日から開催。本年12月までに計7回の開催を予定。今までに、第5回会合まで開催されている。
- 会合には企業、業界団体、消費者団体等が出席し各者がそれぞれの立場から自由に発言。
- 今後、第6回会合は11月30日、第7回会合は12月18日開催予定。

会合回数	開催日	概要
第1回	7月12日	参加者が自由に発言を行い、これら意見について挙手により重要度の記録を行った。
第2回	8月22日	本会合の運営方法等手続き面について議論が行われた。
第3回	8月29日	第1回会合で多くの指示を集めた意見の紹介がNTIAより行われ、追加の意見募集が行われた。 ワーキンググループの設置や事業者からの技術的なブリーフィングの必要性につき議論された。
第4回	10月16日	・法律事務所**Venableが作成した行動規範の討議ドラフト**を一部修正して当面用いることを決定。 ・次の2つのサブグループを設置して作業を進めることを決定 ①個人が特定される可能性のあるモバイル・アプリが利用するデータ構成要素・機能のリスト ②簡略な告知の開発
第5回	11月7日	**①データ構成要素・機能のリスト作成** ・競争的テクノロジー協会（ACT)とTRUSTeが作成したリストの説明が行われた **②簡略な告知の開発** ・簡略な告知に何を含めるべきか、簡略な告知が有効かどうかの評価が検討課題とされた **③モバイル・アプリの透明性に関する行動規範ドラフト** ・修正版の**Venableの討議ドラフト、Center for Democracy & Technology(CDT)等からの案**を議論

※:「ネットワーク化された世界における消費者データプライバシー：グローバルデジタルエコノミーにおけるプライバシー保護及びイノベーション促進に向けた枠組み」
※：第3回~第4回の間に複数の関係者ブリーフィングが開催された。

連邦取引委員会(FTC)法　第5条の概要

連邦取引委員会(FTC: Federal Trade Commission)

- 米国では、個人情報・プライバシー全般を所轄する統一的な第三者機関は存在せず、各個別法において分野別の個人情報に関する第三者委員会が定められている。
- 連邦取引委員会(FTC)は、消費者保護に関する職務・権限(FTC法第5条で規定)を担う独立の機関として消費者のプライバシー保護を図る。
- インターネット上の個人情報全般に関しては包括的な立法が行われておらず、FTCが業界全体を監視しつつ、自主規制を促す形でルール形成。

連邦取引委員会法(FTC法)第5条(a)

- 以下の行為を禁止:
  ①不公正な競争方法(unfair methods of competition)
  ②不公正・欺瞞的行為又は慣行(unfair or deceptive acts or practices)

  → ②で禁止される行為又は慣行には、消費者のプライバシー侵害、不適切な広告表示も含まれる。
- 違反行為に対する措置: 差止請求(第5条(a)(2))、排除命令(第5条(b))、民事制裁金(1万6千ドル以下)(第5条(m)(1)(A))

オンライン・プライバシーの規律

- **オンライン広告との関係**
  オンライン広告のプライバシー問題について、FTCは自主規制中心の対応を行う姿勢を示してきた中で、サービス運営者のプライバシー・ポリシーを重視。プライバシー・ポリシーに反する行為を行った企業に対しては、FTC法第5条に基づき民事訴訟を提起し、差止めや賠償金の支払い等を求めている。

  ➡ *自主規制への規律として、FTC報告書(企業行動枠組み)等を策定*

FTC Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change 報告書（2012年3月）

～急速に変化する時代における消費者プライバシー保護～

連邦取引委員会（FTC）は、3月26日、消費者のプライバシー保護のため、企業が採用すべき行動枠組みを提示する報告書を公表。これは、2011年12月に公表された、FTCスタッフレポートをベースとしてまとめたもの。

対象

- 特定の消費者、コンピュータやその他の端末と合理的に関連付けることが可能な消費者のデータ※1を収集または利用する、すべての商業主体が対象（但し、年間5,000人未満の顧客の、センシティブではないデータ※2のみを扱い、第三者とデータを共有しない企業は除く。）

※1 消費者データには、オンラインにおいて収集されるデータだけではなく、小売店が収集するようなオフラインの消費者データも含まれる。

※2 センシティブデータとは、子供に関する情報、個人の金融情報、個人の健康情報、社会保障番号、厳密な地理的情報、以上のカテゴリーに含まれる情報であるとFTCは同意（agree）している。

プライバシー枠組み

①Privacy by Design：企業は、商品・サービス開発のすべての段階において、消費者のプライバシー保護を促進すべき

②Simplified Consumer Choice：企業は、消費者の選択権をシンプルにするべき

③Greater Transparency：企業は、プライバシーの取扱いの告知やアクセス権の透明性を増進させ、消費者教育により理解を増進させるべき

FTCが支援する5分野

①追跡禁止（Do not track）

→ 業界団体により、ブラウザベースで追跡拒否が可能なツールが開発、実装されるなど、著しい進展を見せている。FTCとしては、これらの団体と協力し、使いやすく、永続的かつ効果的な追跡拒否システムの実施に向けて作業していく。

②モバイル（Mobile）

→ FTCは、モバイルサービスを提供する会社に対して、開示制度も含むプライバシー保護に向けて取り組むことを求めており、本年5月30日に主催するワークショップで、特にモバイルのプライバシー開示の課題に取り組む。

③データブローカー（Data Brokers）

→ FTCは、消費者がデータ販売業者の持つ消費者情報にアクセスすることを認める法整備を支援する。またデータ販売業者に対し、共通のウェブサイトを設けて、自分たちの行っている消費者情報の収集方法や利用方法を説明したり、その情報へのアクセス等について情報提供を行うことを求めている。

④大規模プラットフォーム事業者（Large Platform Providers）

→ 大規模プラットフォーム（ISP、オペレーティングシステム、ブラウザ、ソーシャルメディア）が、消費者のオンライン上の全行動の追跡をする限り、プライバシーに対する懸念を増加させている。またFTCは、複雑かつ急速に進展する当該分野に対し、プラクティスやデータ利用のあり方を学ぶために、2012年下期にワークショップを開催する予定。

※ Google、Facebookなどは、急速に業務を拡大しているが、消費者のインターネット上の全行動を追跡できるまでには至っていないため、現時点では上記のレベル程度のプライバシーの懸念はないとしている。

⑤強制力のある自主規制規範の推進（Promoting Enforceable Self-Regulatory Codes）

→ 商務省は、現在、分野毎の行動規範作成に取り組んでいる。FTCもFTCのプライバシー法の範囲でこれに参画し、FTCの法執行の際、当該規範に準拠をしていることを有利に扱うこととする。

カリフォルニア州司法長官と６社による共同声明

アプリケーション提供サイト運営事業者6社
（アップル社、グーグル社、マイクロソフト社、リサーチ・イン・モーション社、アマゾン社、ヒューレッド・パッカード社）
※2012年6月にフェイスブック社も参加

共同声明
(2012年2月)

カリフォルニア州司法長官
カマラ・ハリス氏

アプリケーション提供者

提供

・当該アプリケーションに係る**プライバシーポリシーを提示**
（個人データの収集方法・利用目的・提供先を示す）

・**サービス条件や法令に従わないアプリの通報方法**の確保、
通報されたサービス違反や法令違反の事案へのレスポンス

アプリケーション提供サイト運営事業者

司法長官と協力し、
・**プライバシーに関するベストプラクティス**、
・**モデルプライバシーポリシー**を開発することに取り組む

・アプリケーション提供者が、アプリケーションを提出する際、当該アプリの**プライバシーポリシーへのハイパーリンク又はテキストを提出可能と**する

購入

・利用者が、**アプリケーションの購入時等**にアプリケーション提供サイトから**プライバシーポリシーにアクセス**できるようにする

消費者

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（第４回）の概要

(1)日時・場所：2012年10月18日（木）及び19日（金）　米国ワシントンD．C.

(2)概要 ：総務省情報通信国際戦略局長と国務省大使の間で、インターネットの経済的側面に焦点を当てた政策全般について、定期的に実施している政策対話。

※ この対話は、日米首脳会談(2012年4月30日)で、日米関係の強化・拡大を目指す「日米協力イニシアティブ」の一環として位置づけられています。

(3)参加者 ：

【日本側】藤崎在アメリカ合衆国特命全権大使、桜井総務省情報通信国際戦略局長、遠藤政府CIO、外務省、経済産業省、内閣官房情報セキュリティセンター、政府CIO室　ほか

【米国側】キャンベル国務次官補、バービーア国務省大使、ヴァンローケル連邦政府CIO、商務省（NTIA)、国土安全保障省、連邦通信委員会（FCC）、連邦取引委員会（FTC) ほか

政府間共同記者発表（抜粋）

(6) 消費者のデータ保護

双方は、**スマートフォンの利用者のプライバシーに関するスマートフォンのアプリケーションの透明性の重要性**と、**リテラシー向上**について議論を行った。双方は、安心安全なICTの利活用の環境を確保し、移動体通信市場の継続的な発展を確保するため、引き続き、**消費者のデータ保護に関するベストプラクティスとアップデートを共有していくことで一致**した。

また、双方は、情報の自由な流通の確保とプライバシーの保護とのバランスを確保することの重要性を認識した。双方は、引き続き、地域ごとのアプローチの相互運用性を推進する国際的な努力（EUとの協調を含む）を追及するとともに、APECの越境プライバシールールシステムの実施の重要性を強調するよう期待することで一致した。また、双方は、国際的なデータ保護の努力についての情報交換を継続していくこととした。

※2012年10月20日総務省報道発表資料　インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（第4回局長級会合）の結果
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000039.html

日EU・ICT政策対話（第１９回）

日EU・ICT政策対話（第19回）の概要

(1)日時・場所：2012年11月14日（水）　東京
(2)概要：総務省と欧州委員会（通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局）との間で、ICT政策全般について、定期的に実施している政策対話。今回（第19回）の政策対話では、本年5月の総務省と欧州委員会の間のICT担当の閣僚級会談及び会談後に発表したICT分野における日EU間での政策協力に関する共同声明を踏まえ対話を実施。
(3)参加者：
【日本側】桜井総務省情報通信国際戦略局長　ほか
【EU側】スタンチッチ欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局次長　ほか

日EU・ICT政策対話（第19回）の結果

（5）その他
青少年のインターネット利用環境整備、ブロードバンド普及促進、**スマートフォンにおける利用者情報の取扱い**等**ICTサービスにおける利用者情報・プライバシー**について、日EU双方の**政策動向やベストプラクティスの共有など、情報交換・意見交換**を行いました。これらの議題についても、**引き続き情報交換・意見交換を行う**こととしています。

※2012年11月15日総務省報道発表資料　日EU・ICT政策対話（第19回）及び日EUインターネット・セキュリティフォーラムの結果
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000041.html

プライバシー・バイ・デザイン

プライバシー・バイ・デザイン（PbD：Privacy by Design）

○カナダオンタリオ州　情報プライバシー・コミッショナーのアン・カブキアン博士が1990年代に開発した概念

7つの基本原則

1. 事後対応ではなく、事前対応/予防的
2. デフォルト設定でプライバシー保護
3. 設計時に組み込むプライバシー保護
4. すべての機能に対して：ゼロサムではなく、ポジティブサム
5. 個人情報のライフサイクル全体における保護
6. 可視性と透明性：オープンにする
7. 個人のプライバシー尊重：個人を主体に考える

第３章にてスマートフォン　プライバシー　イニシアティブが日本におけるPbD事例として紹介される

堀部政男/JIPDEC編　PbD：アンカブキアン著

プライバシー影響評価（PIA：Privacy Impact Assecement）

個人情報の収集を伴う情報システムの導入にあたり、プライバシーへの影響度を「事前」に評価し、その構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス

プライバシー保護強化技術（PETs：Privacy Enhancing Technologies）

プライバシー保護を向上させるために利用される技術の総称（代替的PET、補完的PET（DNT等））

プライバシー・バイ・デザイン概念の国際的浸透

○データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議決議（第32回：2010年10月）
○EU個人データ保護規則案（2012年1月）
○携帯通信事業者の業界団体GSMA「携帯端末向けのプライバシー原則」（2012年1月）
○FTC報告書「急速に変化する時代における消費者プライバシー保護」（ 2012年3月）

４．利用者リテラシーの向上に向けて

利用者に対する情報提供・周知啓発の在り方

○ スマートフォンは、青少年から高齢者まで、誰もが安心して使いやすいものであるべき
→ 関係事業者等は、必要な情報の提供等できるだけ努力し、利用者リテラシーの向上を図ることが必要

基本方針

誰が
アプリ/情報収集モジュール提供者、OS、アプリ提供サイト運営者、携帯キャリア、端末事業者、広告事業者等

誰に
利用者一般、特に青少年（保護の視点から）、高齢者（利用支援の視点から）

いかに
利用者の視点から、分かりやすく平易・明確な表現で

何を
スマートフォンの特性・サービス構造、利用者情報の取扱いの現状・注意事項、情報セキュリティ対策
青少年・高齢者に必要な情報

具体的取組

事業者側

アプリ提供者、情報収集モジュール提供者
プライバシーポリシー等を分かりやすい表現で情報提供等

アプリ提供サイト運営者、OS提供事業者
アプリ提供者への啓発、ポップアップ等利用者が認識できる手段の提供等

移動体通信事業者等
契約者における分かりやすい資料での説明、リテラシーに応じた説明等

セキュリティベンダ等
マルウェアアプリ等に関する注意喚起等

業界団体
分かりやすい資料の検討、HPへの掲載、消費者団体等への講師派遣等

利用者側

消費者団体等
一般向け講座への講師派遣、無料アプリに関する仕組みの注意喚起等

教育関係者、保護者
講演会、研修会等の機会を通じた関係情報の共有

国

・政策パッケージ「スマートフォン安心・安全利用促進プログラムの取りまとめ」のとりまとめ
・ 自治体、教育関係者・保護者、関係事業者・団体等と連携による周知啓発等

一定期間後のフォローアップ、適切な対応

参考：スマートフォン安心・安全利用促進プログラム

● **スマートフォンが急速に普及する中、利用者に対する必要な情報提供を推進し、プライバシーや情報セキュリティ面での課題に関係者が適切に対応し、利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するため、総務省として以下の対策を総合的に推進する（平成24年9月公表）。**

1　スマートフォンに関する総合的・重点的な周知啓発活動の全国展開

（1）関係事業者・団体、消費者団体、PTA等と連携した総合的な周知啓発活動の全国展開

○　提供する情報：スマートフォンに関する基本的事項、プライバシーに関する事項、情報セキュリティ対策
青少年・保護者や高齢者が知っておくべき事項

○　具体的な取組：①分かりやすい資料等周知啓発素材の開発と活用　②様々なメディアの活用による総合的な周知啓発活動

（2）特にスマートフォンの普及が著しい高校生を対象とした重点的な周知啓発活動の実施

①高等学校PTA連合会等との連携による重点的な周知啓発活動　②地域における推進体制の構築支援

2　スマートフォン関係事業者による安心・安全な利用環境整備の支援

関係事業者が過去の研究会の検討成果を踏まえた対応を図り、安心・安全な利用環境が整備されるよう、取り組む。

（1）関係事業者の対応の促進

○　関係事業者・団体によるスマートフォン利用者情報取扱指針に沿った業界ガイドラインやプライバシーポリシーのモデル例の作成支援

○　関係団体によるアプリケーション提供サイト運営者等への働きかけやアプリケーション開発を取り扱う専門学校等への情報提供に対する必要な協力

（2）第三者によるアプリケーション検証の仕組みの検討への協力

3　青少年・高齢者の安心・安全な利用環境の整備

スマートフォンが青少年や高齢者にも急速に普及しつつある現状を踏まえ、必要な利用環境整備を促進する。

（1）青少年に対する利用環境整備

①スマートフォンのフィルタリングの改善　②青少年のインターネットリテラシーに関する指標（ILAS）の作成・活用

（2）高齢者に対する利用環境整備

①契約に関する基本的情報の丁寧な提供促進　②高齢者を意識した周知啓発活動の支援

スマートフォン プライバシー ガイド①

■ スマートフォンにおける利用者情報の取扱いは、関係する事業者において適正に行われるべきものであるが、スマートフォンの利用には自己責任が求められる側面もあるため、現時点でも利用者が一定程度安心して利用できるよう、利用者自身で少なくとも注意すべき事項について整理。

1 スマートフォンのサービス構造を知りましょう

- スマートフォンは携帯電話事業者のみによるサービスではなく、アプリケーション（アプリ）提供者やアプリ提供サイトの運用者など多くの事業者がそれぞれ役割を持ちサービスを提供しています。
- スマートフォンでは多様なアプリを自ら選択してダウンロードして利用することができます。
- 無料のアプリ等の中には、広告を表示することによって広告主から収入を得ることでアプリの提供を実現しているものもあり、アプリに組み込まれた「情報収集モジュール」と呼ばれるプログラムなどを通じ、利用者情報が情報収集事業者や広告配信事業者等へ送信される場合もあります。

スマートフォンのサービス構造

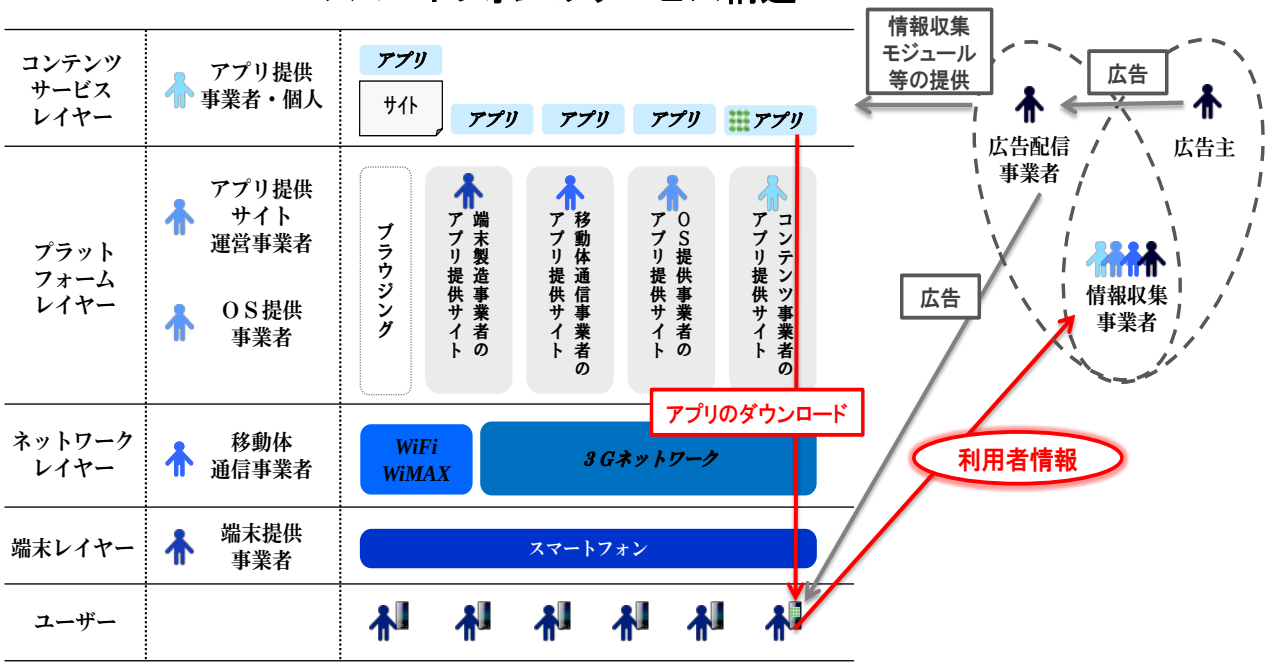

スマートフォン プライバシー ガイド②

2 アプリの信頼性に関する情報を自ら入手し理解するように努めましょう

- スマートフォンには、電話番号、メールアドレスなど連絡先の情報、通信履歴、ウェブページの閲覧履歴、アプリの利用履歴、位置情報、写真や動画など様々な利用者情報が蓄積されます。アプリをインストールすると、これらの情報はサービス提供に活用されるほか、広告配信事業者等へ送信され、利用者の趣味・趣向に応じた広告の表示等に利用される場合もあります。
- 利用者情報が収集・送信されて利用されることにプライバシー上の不安がある場合、利用者も受け身ではなく、アプリの信頼性に関する情報を自ら入手し、理解するように努めるようにしましょう。
- 評価サイトや利用者のコメント等を参考にすることもできますが、それでも不安な場合には利用を避けることも大切です。
また、携帯電話事業者及び端末ベンダーなどが安全性を確認しているアプリ提供サイトなども必要に応じて活用しましょう。

スマートフォンで取り扱われる主な利用者情報

スマートフォン プライバシー ガイド③

3　利用者情報の許諾画面等を確認しましょう

- アプリの信頼性を確認するためには、利用者情報がどのような目的で収集されているか、必要以上の利用者情報が収集されていないかなどもヒントになります。
- アプリをダウンロードする時や利用（起動）する時などに、利用者情報に関する利用許諾を求める画面が表示されることがあります。また、アプリの利用規約やプライバシーポリシーが定められ公表されている場合もあります。
- 利用許諾画面や利用規約等において、収集される利用者情報の範囲などをよく確認し、内容を理解した上で、同意・利用するよう努めましょう。

利用者情報の利用許諾画面の例

＜iPhoneの場合＞

＜アンドロイドOS搭載端末の場合＞

アンドロイドOSによる利用許諾の説明例

①種類	②項目	(参考)取得可能な情報
電話／通話	端末のステータスとIDの読み取り	端末識別ID(IMEI)、加入者識別ID(IMSI)、電話番号、通話相手の電話番号等
アカウント	既知のアカウントの取得	Googleアカウント(Gmailアドレス)
個人情報	連絡先データの読み取り	電話帳(氏名、電話番号、メールアドレス、住所等の電話帳に記録された情報)
	カレンダーの予定と機密情報の読み取り	予定表に記載されたデータ
	機密ログ　データの読み取り	実行されたアプリ名、アプリから出力される情報、Webアクセス履歴、通話相手の電話番号等
現在地	おおよその位置情報(ネットワーク基地局)	携帯電話基地局、WiFi基地局を使った位置情報
	精細な位置情報(GPS)	GPSを使った位置情報
システムツール	実行中のアプリの取得	実行されたアプリ名
ハードウェアの制御	画像と写真の撮影	カメラ撮影される画像の収集
ネットワーク通信	完全なインターネットアクセス	－

※「スマートフォン　プライバシー　イニシアティブ」(2012年8月7日総務省報道発表)P111抜粋　http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html

スマートフォン情報セキュリティ３か条

スマートフォン情報セキュリティ3か条
（利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策）

スマートフォンは、アプリケーションを活用することで、様々な機能を自由に追加できる便利な携帯電話です。しかし自由さの反面、その中には危険なアプリケーションが混じっている場合もあります。利用者自身で情報セキュリティ対策を取ることが必要です。

盗難・紛失対策や他人による不正利用防止対策など、従来の携帯電話と同様の対策が必要です。さらにスマートフォンにおいては、次の3つの対策が大切です。

1．OS（基本ソフト）を更新

スマートフォンは、OSの更新（アップデート）が必要です。古いOSを使っていると、ウイルス感染の危険性が高くなります。更新の通知が来たら、インストールしましょう。

2．ウイルス対策ソフトの利用を確認

ウイルスの混入したアプリケーションが発見されています。スマートフォンでは、携帯電話会社などによってモデルに応じたウイルス対策ソフトが提供されています。ウイルス対策ソフトの利用については、携帯電話会社などに確認しましょう。

3．アプリケーションの入手に注意

アプリケーションの事前審査を十分に行っていないアプリケーション提供情報サイト（アプリケーションの入手元）では、ウイルスの混入したアプリケーションが発見される例があります。OS提供事業者や携帯電話会社などが安全性の審査を行っているアプリケーション提供サイトを利用するようにしましょう。インストールの際にはアプリケーションの機能や利用条件に注意しましょう。

スマートフォン関係の政府広報

出典：総務省広報誌4月号

総務省広報誌4月号

出典：総務省広報誌6月号

総務省広報誌6月号

スマートフォンを安心して使うために！
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg6690.html

スマートフォンを安心・安全に使うために
情報セキュリティ対策をしましょう
http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201207/2.html

電気通信サービスQ＆A

Smartphone Privacy Initiative

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html

Thank you !

Kuniko Ogawa

k2.ogawa@soumu.go.jp